

(外交防衛委員会)

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)(衆議院送付)要旨

国際民間航空機関は、一九四四年(昭和十九年)に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目的として設立され、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。

これらの議定書は、同機関の加盟国数の増加に伴い、同機関の理事会及び航空委員会の構成について同機関の加盟国数の増加を公平かつ適切に反映することを確保するため、二〇一六年(平成二十八年)十月にモントリオールで開催された同機関の第三十九回総会において、それぞれ作成された。これらの議定書の主な内容は次のとおりである。

- 一、国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書
- 1 理事会の構成員の数を三十六から四十に増加する。

- 2 この議定書は、百二十八の締約国の批准によって効力を生ずる。
- 二、国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書
  - 1 航空委員会の委員の数を十九から二十一に増加する。
  - 2 この議定書は、百二十八の締約国の批准によって効力を生ずる。